

武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の退職手当に関する条例（昭和24年4月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（失業者の退職手当） 第10条 （略） 2 及び 3 （略） 4 第1項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は前項の退職手当を支給することができる。 (1) （略）	（失業者の退職手当） 第10条 （略） 2 及び 3 （略） 4 第1項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は前項の退職手当を支給することができる。 (1) （略） <u>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 特定退職者であって、</u> <u>雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）</u>	号の追加

(2)及び(3) 5 第1項、第3項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)から(3)まで (略) (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に	<u>第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> <u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> (3)及び(4) 5 第1項、第3項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)から(3)まで (略) (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手	号の繰下げ 字句の追加
---	---	---------------------------

相当する金額 (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項（パートナーシップ制度の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ制度の相手方」とする。）に規定する移転費の額に相当する金額 (6) （略） 6 及び 7 （略） 8 第5項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第5項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第</u>	当の額に相当する金額 (5) 公共職業安定所、<u>職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者</u>の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項（パートナーシップ制度の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ制度の相手方」とする。）に規定する移転費の額に相当する金額 (6) （略） 6 及び 7 （略） 8 第5項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第5項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	字句の追加 字句の改正 号の削除
---	---	---------------------------------------

1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2) 雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について雇用保険法第56条の 3 第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 9 及び10 （略） 附 則 1 から16まで （略）	9 及び10 （略） 附 則 1 から16まで （略） 17 令和 9 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第10条第 4 項の規定の適用については、同項の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第28条まで</td><td>第 28 条 まで 及び附則第 5 条</td></tr><tr><td>イ 雇用保 険法第22 条第 2 項 に規定す る厚生労 働省令で 定める理</td><td>イ 雇用保 険法第22 条第 2 項 に規定す る厚生労 働省令で 定める理</td></tr></table>	第28条まで	第 28 条 まで 及び附則第 5 条	イ 雇用保 険法第22 条第 2 項 に規定す る厚生労 働省令で 定める理	イ 雇用保 険法第22 条第 2 項 に規定す る厚生労 働省令で 定める理	号の削除 項の追加
第28条まで	第 28 条 まで 及び附則第 5 条					
イ 雇用保 険法第22 条第 2 項 に規定す る厚生労 働省令で 定める理	イ 雇用保 険法第22 条第 2 項 に規定す る厚生労 働省令で 定める理					

	<u>由により</u> <u>就職が困</u> <u>難な者で</u> <u>あって、</u> <u>同法第24</u> <u>条の2第</u> <u>1項第2</u> <u>号に掲げ</u> <u>る者に相</u> <u>当する者</u> <u>として規</u> <u>則で定め</u> <u>る者に該</u> <u>当し、か</u> <u>つ、市長</u> <u>が同項に</u> <u>規定する</u> <u>指導基準</u> <u>に照らし</u> <u>て再就職</u> <u>を促進す</u> <u>るために</u> <u>必要な職</u> <u>業安定法</u> <u>第4条第</u> <u>4項に規</u> <u>定する職</u> <u>業指導を</u> <u>行うこと</u> <u>が適当で</u> <u>あると認</u> <u>めたもの</u>	<u>由により</u> <u>就職が困</u> <u>難な者で</u> <u>あって、</u> <u>同法第24</u> <u>条の2第</u> <u>1項第2</u> <u>号に掲げ</u> <u>る者に相</u> <u>当する者</u> <u>として規</u> <u>則で定め</u> <u>る者に該</u> <u>当し、か</u> <u>つ、市長</u> <u>が同項に</u> <u>規定する</u> <u>指導基準</u> <u>に照らし</u> <u>て再就職</u> <u>を促進す</u> <u>るために</u> <u>必要な職</u> <u>業安定法</u> <u>第4条第</u> <u>4項に規</u> <u>定する職</u> <u>業指導を</u> <u>行うこと</u> <u>が適当で</u> <u>あると認</u> <u>めたもの</u> <u>ウ 特定退</u> <u>職者であ</u>	
--	--	---	--

		<u>って、雇</u> <u>用保険法</u> <u>附則第5</u> <u>条第1項</u> <u>に規定す</u> <u>る地域内</u> <u>に居住</u> <u>し、か</u> <u>つ、市長</u> <u>が同法第</u> <u>24条の2</u> <u>第1項に</u> <u>規定する</u> <u>指導基準</u> <u>に照らし</u> <u>て再就職</u> <u>を促進す</u> <u>るために</u> <u>必要な職</u> <u>業安定法</u> <u>第4条第</u> <u>4項に規</u> <u>定する職</u> <u>業指導を</u> <u>行うこと</u> <u>が適当で</u> <u>あると認</u> <u>めたもの</u> <u>(アに掲</u> <u>げる者を</u> <u>除く。)</u>	
--	--	--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の武蔵野市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第4項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した武蔵野市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であって武蔵野市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用する。
- 3 新条例第10条第5項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 退職職員であって職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第5項（第5号に係る部分に限る。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が施行日以後である場合について適用する。

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）の施行による雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の改正等を踏まえ、所要の改正をするものである。